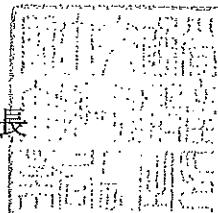


国土建第342号
国土建整第183号
平成24年3月26日

(社) 日本グラウト協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



建設産業における社会保険加入の徹底について

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じています。

このため、関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進め、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築する必要があることから、平成24年2月23日、社会保険未加入対策の具体化に関する検討会において、社会保険未加入問題への対策が取りまとめられ、3月14日、中央建設業審議会に報告し、同審議会会長から別途連絡されているとおり、建設産業における社会保険加入の徹底に関する提言が取りまとめられました。

これを踏まえ、国土交通省では、関係する様々な主体と連携しながら、検討会で取りまとめられた別添1を骨子とする総合的対策を実施してまいります（別添2参照）。本検討会の取りまとめでは、実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指して取り組むこととされています。

社会保険加入の徹底に当たっては、様々な関係者が一体となって協力して様々な角度からの取組を実施することが必要であることから、貴職におかれましては、建設産業における社会保険加入の徹底の趣旨を十分御理解いただくとともに、適切な取組の実施に努めていただきますよう、お願ひいたします。

なお、会員企業への周知方をお願いいたします。

(別添1)

「建設業における社会保険未加入問題への対策について」骨子

平成24年2月23日

社会保険未加入対策の具体化に関する検討会

I. 課題

下請企業を中心に、特に雇用、医療、年金保険に未加入の企業が存在しており、技能労働者の待遇が低下し、若年入職者減少の一因となっている。また、適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。

II. 総合的対策の推進

行政、元請企業、下請企業など関係者が一体となって建設業界の保険加入徹底に取り組む。営業所・工事現場での取組のほか、保険加入促進のネットワーク（連携体制）を構築して保険加入を推進・支援していく。

1. 行政・元請・下請等の関係者が一体となった保険加入の推進

(1) 行政、建設業団体、関係団体による推進協議会の設置

社会保険未加入対策を行政、建設業団体、関係団体等の関係者が一体となって継続的に実施するため、保険未加入対策推進協議会を全国及び地方ブロックに設置する。

(2) 各建設業団体による保険加入計画の策定・推進

保険未加入対策推進協議会に参加する各建設業団体は、それぞれの立場から主体的な取組を計画的に進めるため、計画期間5年間の社会保険加入促進計画を策定し、毎年フォローアップを実施する。

(3) 行政、関係団体、保険者等様々な主体による周知・啓発

行政、関係団体、元請企業、協力会、保険者など、建設業に関わる様々な主体から、多様な手段による周知・啓発を行い、保険加入に向けた機運を醸成する。

2. 行政による制度的チェック・指導

(1) 建設業許可・更新時の加入状況確認

建設業の許可・更新の申請時に保険加入状況を記載した書面の提出を求め、建設業担当部局において保険加入状況を確認する。保険未加入企業に対して、加入を指導する。

(2) 建設業担当部局による監督

建設業担当部局において、事業所及び工事現場への立入検査等を行い、保険加入状況を調査するとともに、保険未加入企業に対して、加入を指導する。指導してもなお加入が見込まれない企業に対して、保険関係法令違反に該当する事実が認められるときは、建設業法に基づく監督処分を行う。

(3) 経営事項審査の厳格化

経営事項審査の項目区分「健康保険及び厚生年金保険」を分割するとともに、保険未加入の場合の減点幅を拡大する。

(4) 保険担当部局（厚生労働省）との連携

(1) 及び(2)により指導してもなお保険未加入の企業について、保険担当部局に通報する。保険担当部局から加入勧奨を行い、最終的には強制加入手続を実施する。

3. 建設企業の取組

(1) 元請企業による下請指導

保険加入の取組を下請企業及び現場作業員に浸透させるため、元請企業において、協力会等を通じた保険加入の勧奨や工事現場における周知・啓発、再下請負通知書・作業員名簿等を活用した確認・指導を行う。

(2) 元請企業・下請企業による重層下請構造の是正に向けた取組

元請企業、下請企業（特に1次下請企業）において、重層下請の抑制に向けた啓発・指導を行うとともに、下請企業において、適正な受注先企業の選定等の取組を実施する。

(3) 建設企業（特に下請企業）における取組

建設企業において、就労者の雇用関係を明確にした上で、雇用関係にある社員の保険加入の徹底、再下請負通知書を活用した再下請負企業の保険加入状況の確認を実施するとともに、元請企業の指導への協力を図る。

4. 法定福利費の確保

(1) 発注者への要請・周知、元請企業への要請

法定福利費は、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることを踏まえ、民間発注者に要請・周知するとともに、個別の請負契約の当事者間において見積時から適正に考慮するよう元請団体・元請企業に要請するなど、民間発注者、元請企業、下請企業等の関係者において、それぞれの立場からの法定福利費の確保に向けた取組を推進する。

(2) 業界における見積時の法定福利費の明示

専門工事業団体において、見積時に法定福利費を明示するための標準見積書を作成し、建設企業における活用を推進する。

(3) ダンピング対策

国において対策を進めるとともに、地方公共団体における対策を要請する。

(4) 重層下請構造の是正

建設企業及び建設業団体において、重層下請構造の是正に向け下請契約の必要性・適法性のチェックや施工力のある下請企業の選定、工事の平準化等の取組など自主的取組を実施する。行政において、一括下請負の禁止、主任技術者の配置、請負・雇用に関するルールを徹底する。

5. その他

(1) 就労履歴管理システムの普及・活用

工事就労履歴や保険加入状況を迅速に把握する就労履歴管理システムの実現に向け、関係者が協力して検討を行い、具体化を推進する。

(2) 社会保険適用促進に向けた研究

社会保険の適用を促進するため、法定福利費の取扱い、建設業団体による保険加入確認の枠組み、重層下請や一人親方の就労状況の実態把握等について、調査・検討を実施する。

III. 対策の進め方と目指す姿

1. 対策の進め方

(1) 平成24年度以降、順次、周知・啓発、加入指導、保険加入者（企業・労働者）の優先活用に重点的に取り組み、実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

(2) 平成29年度までの中間時点でそれまでの実施状況を検証・評価し、対策の必要な見直しを行った上で、計画的に推進する。

2. 目指す姿

技能労働者の待遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を実現する。